

第3章 施策の展開

1. 理解促進・情報提供・交流

めざします！

障がいのある人もない人も、地域で暮らしているみんながお互いを理解し認め合い、交流とふれあいの機会が多くあるまちをめざします。また、情報化社会の現代において誰もが情報を取得しやすい環境を整備し、通じ合い分かち合える社会の実現をめざします。

(1) 町民への障がいに対する理解の促進

【現状・課題】

障がい者（児）が、住みよい地域社会を実現するためには、地域の人々が障がいやその特性について正しく理解することが重要です。

本町では、平成 28 年度から「精神保健福祉ボランティア養成講座」を開催し、地域での支援者・理解者を増やす活動を行うとともに、「広報たかなべ」等での情報発信、障がい者（児）と町民との交流の場の提供により、障がいについての啓発・広報を実施してきました。しかし、町民の障がいに対する理解は未だ十分ではありません。

今後、障がいについて町民がより深く理解するために、様々な場面で情報発信や交流の場の提供に努める必要があります。また、障がい者（児）とその家族等が地域へ参画することが、地域住民への障がい理解の促進につながることから、それらの活動に対する支援を促進します。

【施策の方向】

① 障がいに対する理解の促進

- ・町主催や町が関係する様々なイベント等において、障がい福祉に関連する団体（以下「障がい者関連団体」という。）等に活動の場を提供し、障がい者（児）と地域住民の交流の場を拡充します。
- ・農福連携※1 を推進し、農業関係者との交流活動を支援します。
- ・障がい者関連団体等やボランティア団体等への情報提供などその活動を支援します。
- ・障がい者（児）やその家族が自発的に行う活動を支援します。

※1 農福連携：農業分野と福祉分野が連携して、障がい者（児）を支援する取組み。高齢化の進む農業分野においては、障がい者の参入によって労働人口が増加し生産力の向上が期待できる。福祉分野においては、障がい者の働く場所の選択肢が増えるというメリットや、自然と接することによる健康状態、精神状態への好影響も期待できる。

② 町広報紙・ホームページ・フェイスブック※2 等を活用した積極的な情報発信・提供

- ・「広報たかなべ」や町ホームページ、フェイスブック等で障がい福祉に関する分かり易い情報提供を行います。
- ・社会福祉協議会や障がい者関連団体、ボランティア団体等との連携のもと障がい福祉に関する情報を提供するとともに、その内容を具体的で親しみやすいものにします。また、障がい者（児）

の実情や団体の活動内容等、多様な情報を発信できるよう務めます。

※2 フェイスブック (Facebook) : 代表的なソーシャルネットワーキングサービス (SNS) のひとつ。13 歳以上であれば無料で参加できる。会員になるには、実名・生年月日・勤務先・趣味・出身校といった個人情報登録が必要となる。登録した個人情報を利用して、関係者や同じ趣味を持つ人など、交流したい会員とコミュニケーションを図ることができる。高鍋町も高鍋町公式ページを開設している。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
理解促進・啓発事業	福祉課	高鍋城灯籠まつり等のイベントにおいて、ブースを設け障がい者(児)等が自ら啓発活動を行える場を提供し、広く町民に対して理解促進を図ります。また、4月の「発達障がい啓発週間」や10月の「精神保健福祉普及運動」、12月の「障がい者週間」等において、障がいに対する理解を深めるための啓発運動や研修会等の実施を検討します。
たか鍋まごころサポーター養成講座	福祉課	障がい者(児)等の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材(たか鍋まごころサポーター)を、研修を通じて育成し、精神保健福祉・各種障がいに関する理解促進、障がい者(児)等の地域移行・定着の推進を図ります。
出前講座「障がい者福祉サービスあれこれ」	福祉課	高鍋町が行っている障がい福祉サービスやその他の支援の内容、申請の仕方などについて説明します。また、理解啓発リーフレット「障がいをもっと知るために」を活用し、障がい理解の促進についても説明します。
自発的活動支援事業補助金	福祉課	障がい者(児)等の自立した生活を支援するため、障がい者(児)等やその家族、地域住民等による、地域における自発的な取組みに対して補助します。
町広報紙・ホームページ・フェイスブック等を活用した積極的な情報発信・提供	地域政策課 福祉課	障がいに関する情報を分かり易く提供します。
自助グループ※3との交流会	福祉課	地域の自助グループの主催による交流会(障がい者(児)、その家族や支援者、関係団体及び行政等が意見交換を行う交流会)の開催を支援します。

事業名	関係課	事業内容
社協だよりの活用	福祉課	高鍋町社会福祉協議会の発行する「社協だより」に障がいに関する情報等を掲載するよう努めます。
自治公民館長研修・自治公民館婦人部長研修	社会教育課	自治公民館長研修・自治公民館婦人部研修において障害福祉や成年後見制度に関する研修を行います。

※3 自助グループ：何らかの障がい・困難や問題、悩みを抱えた人たちが、互いに支え合い、その問題を乗り越えることなどを目的として作ったグループのこと。

(2) 障がいのある方への情報提供の充実

【現状・課題】

障がい者を含む全ての方が、充実した日常生活を過ごすためには、必要なサービス、適切な支援の情報を得ることができる環境づくりを進めることが重要です。

本町では、「広報たかなべ」や「お知らせたかなべ」、「議会だより」、「高鍋町勢要覧」などの行政・議会情報だけでなく、「みんなの防災手帳」や「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典」などの身近な生活情報なども「高鍋点訳サークルおすす」の協力を得て点訳し、視覚障がいのある方へ情報の提供を行っています。また、町ホームページに文字の拡大表示や音声読み上げ機能等を付け加え、より必要な情報を得やすい環境づくりに努めてきました。さらに、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」に基づく「合理的な配慮の提供」として平成 29 年度から手話通訳者等を配置しました。しかし、多様化する情報ニーズにより本町における障がい者（児）への情報提供は必ずしも十分とは言い切れません。

今後は、複数の媒体を活用した情報発信を行うこと等により、多様な情報ニーズ、障がいの特性に応じる必要があります。また、コミュニケーション支援を担う手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成・確保に努めるとともに、これらの派遣体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

① 多様な情報提供体制（手段）の充実

- ・町のホームページ、フェイスブック等において、障がい福祉サービスや障がいに関する様々な情報を随時発信し、障がい者（児）が多様な情報を必要な時に手に入れられる環境整備を図ります。
- ・それぞれの障がいの特性に応じた情報提供体制（手段）を検討します。
- ・障がい福祉に関する施策をはじめ福祉分野においては、頻繁に制度改正が行われるため、適切な制度の周知を図ります。
- ・障がい者（児）のパソコン利用を促進するよう努めます。
- ・役場福祉課へ手話通訳者等を配置します。
- ・手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業を実施します。
- ・手話奉仕員養成研修事業を実施します。

② 情報の利用のしやすさの向上

- ・町のホームページ等において複数の手段による情報提供を行います。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
日常生活用具給付事業（パソコンソフト等）	福祉課	重度の視覚障がい者及び上肢不自由者が、パソコンを利用する際に必要となる周辺機器及びソフト等を日常生活用具として給付します。
日常生活用具給付事業（コミュニケーション補助装置等）	福祉課	視覚、聴覚、音声機能、言語機能及び肢体不自由障がい者（児）が、会話やコミュニケーションを行う際に必要な補助装置等を日常生活用具として給付します。
理解啓発リーフレット「障がいをもっと知るために」	福祉課	理解啓発だけでなく、本町の障がい福祉に関する制度なども掲載している「障がいをもっと知るために」の充実を図ります。また、リーフレットを活用した各種制度等の周知を行います。
音声コード読取装置（携帯電話）の貸与	福祉課	視覚障がい者（児）に対して、音声コードを読み取ることのできるソフトを搭載した携帯電話を貸与します。
意思疎通支援事業（手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業）	福祉課	地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業における、手話通訳者等・要約筆記奉仕員の派遣事業を実施します。
簡易筆談器の利用（役場窓口）	全課・局	聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある方が、役場窓口でいつでも筆談によりコミュニケーションを取ることが出来るよう、簡易筆談器を各課・局へ設置し利用します。
意思疎通支援事業（手話通訳者等の設置）	福祉課	地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業における、手話通訳者等の設置事業（役場福祉課）を行います。
町文書への音声コード付与の検討	全課・局	町が発行する文書への音声コード付与について検討を行います。
誰もが情報取得・利用しやすい町ホームページづくり	地域政策課 福祉課	複数のわかりやすい情報の提供など、障がい者や高齢者に配慮した町ホームページを作るとともに音声読み上げ機能を付加します。

(3) ボランティア活動の推進

【現状・課題】

障がい者（児）一人ひとりが、地域活動に参加し、本町でいきいきと暮らすためには、地域の理解はもちろん、地域との橋渡しを支援してくれる人の存在が重要です。また、障がい者（児）の特性や、個々の実情が多様化している現在では、行政単独の画一的な支援のみではなく、ボランティア団体や障がい者関連団体による個別的な支援が重要視されています。

今後は、ボランティアの養成や活動の支援に努めるとともに、各団体や社会福祉協議会、NPO法人等の連携による情報共有やネットワークの形成等、より効果的な支援ができる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

① ボランティア活動の充実

- ・ たか鍋まごころサポーター養成講座を開催し、講座修了者によるボランティア団体の結成を支援します。
- ・ 手話奉仕員や点訳ボランティア養成講座の開催を支援します。
- ・ 障がい者（児）への支援を目的とするグループやサークル等のボランティア活動を支援します。
- ・ ボランティア団体の継続的な活動を支援するため、助成制度等の情報提供に努めます。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
たか鍋まごころサポーター養成講座 【再掲】	福祉課	障がい者（児）等の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材（たか鍋まごころサポーター）を、研修を通じて育成し、精神保健福祉・各種障がいに関する理解促進、障がい者（児）等の地域移行・定着の推進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	福祉課	地域生活支援事業の必須事業である手話奉仕員養成研修事業を、宮崎県聴覚障がい者協会への委託により実施します。
自発的活動支援事業補助金 【再掲】	福祉課	障がい者（児）の自立した生活を支援するため、障がい者（児）等やその家族、地域住民等による、地域における自発的な取組みに対して補助します。
高鍋点訳サークル「おすす」補助金	福祉課	希望する視覚障がい者に対して「広報たかなべ」や「お知らせたかなべ」、「議会だより」等を点訳し提供する団体へ補助します。
助成制度等の情報提供	福祉課 財政経営課	ボランティア団体が財政的に継続して活動できるよう、各種助成制度等の情報提供に努めます。

(4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状・課題】

障がい者（児）が地域でいきいきと暮らすためには、スポーツを通じて体力の維持・向上を図るとともに、芸術・文化活動等への参加により生活の質を向上させる事が重要です。

本町では、各種活動の充実や障がい者（児）の参加促進に向けて情報発信を行うとともに、手話通訳者等を配置するなど参加しやすい環境づくりに努めてきました。

2020年の東京パラリンピック、同年に宮崎で開催される全国障害者芸術・文化祭みやざき大会、2026年に宮崎で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け機運の醸成を図っていく必要があります。今後、より多くの障がい者（児）が地域住民との交流や社会参加の機会を得る事ができるよう、活動のPRや環境の整備をあらゆる機関と連携して実施することが求められています。

【施策の方向】

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・宮崎県障がい者スポーツ大会や児湯郡障がい者（児）福祉スポーツ大会、宮崎県障がい者スポーツ教室への参加を支援します。
- ・高鍋町障がい者スポーツ大会の開催を支援します。
- ・舞鶴デイケアの拡充に努めます。
- ・視覚障がい者を対象としたレクリエーション教室等の開催を支援します。

② 文化芸術活動の推進

- ・視覚障がい者を対象とした陶芸教室等の開催を支援します。
- ・障がい者（児）が文化芸術活動の公演・展示等に参加する際、手話通訳者等や要約筆記者の派遣を行います。
- ・本町が開催する芸術文化活動や各種研修会、講演会等において、手話奉仕員等の配置、内容を要約したものをスクリーンに表示するなど、障がい者（児）が参加しやすいような配慮に努めます。
- ・全国障害者芸術・みやざき文化祭（2020年）に向け、障がい者のニーズに応じた芸術文化活動の支援を図ります。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
高鍋町障がい者スポーツ大会 業務委託	福祉課	町障がい者スポーツ大会の業務を高鍋町身体障害者福祉会へ委託により実施します。
舞鶴デイケア	福祉課	障がいを持つ方の社会参加の促進のため、町独自に舞鶴デイケアを1回／月程度開催し、つどいや当事者会等を行います。

事業名	関係課	事業内容
視覚障がい者地域生活支援事業委託	福祉課	高鍋町視覚障がい者福祉会への委託により、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、視覚障がい者のための陶芸教室やタンDEM自転車、ボウリング大会等を開催します。
意思疎通支援事業（手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業）	福祉課	地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業における、手話通訳者等・要約筆記奉仕員派遣事業を実施します。

2. 保健・医療・福祉

めざします！

健康づくりや健康管理を主体的に行い、疾病等の早期発見・早期治療ができる環境をめざします。また、一人ひとりの障がいの特性や状況に応じ、安心して医療サービスや福祉サービスを利用することができるまちをめざします。

(1) 保健・医療サービス・高齢者福祉の充実

【現状・課題】

疾病や障がいを早期に発見するとともに、重症化を防止するためには、医療体制の充実と健康診査（以下「健診」という。）の実施が重要です。また、障がい者とその家族の高齢化が進んでいることから、障がいだけでなく介護・高齢者に関する支援も同時に必要となるなど多様な支援を必要とする世帯も増えています。

本町においては、各種健診を行い、乳幼児期より障がいの早期発見・早期対応に努めてきました。また、成人の障がい発生の原因として交通事故等の外傷のほかに、生活習慣病※4によるものも少なくないことから、特定健康診査（以下「特定健診」という。）※5 や特定保健指導※7等を実施しています。高齢者福祉については、高齢者の生きがい・健康づくりを支援するとともに、65歳以上となった障がい者で介護保険に該当する支援が必要な方には、適切な介護保険サービスの提供を行っています。

今後も疾病や障がいの予防・早期発見に向けた健診やその後の指導の充実を図るとともに、健診未受診者に対する受診勧奨に努める必要があります。また、発達障がい※8 専門の医療機関の確保も図っていく必要があります。高齢者福祉については、介護予防※9 をより一層充実し元気な高齢者を増やしていくとともに、障がい福祉と高齢者福祉の両面から支援できるよう連携を深める必要があります。

※4 生活習慣病：これまで成人病といわれてきたものを、健康増進と発病予防に一人ひとりが主体的に取り組むよう認識を改めるために呼び方を変えたもの。生活習慣が発症に深く関与しているものとして、喫煙と肺がんや肺気腫、動物性脂肪の過剰摂取と大腸がん、食塩の過剰摂取と脳卒中、アルコールと肝硬

変、肥満と糖尿病などが挙げられる。

※5 特定健康診査：メタボリックシンドローム※6 に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診。

※6 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。

※7 特定保健指導：特定健康診査の結果から生活習慣病の発症の危険性が高い人を対象とし、保健師・管理栄養士等の専門職が対象者一人ひとりの身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートを行う。

※8 発達障がい：脳の機能の問題により言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態のこと。その症状はおおむね18歳以前の低年齢の発達期にあらわれ、生涯にわたりその影響を及ぼすこともある。

※9 介護予防：活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう、要介護状態等となることを予防するもの。

【施策の方向】

① 予防、早期発見・早期支援体制の充実

- ・各年齢層に応じた疾病等の早期発見、早期治療のための各種健診を実施します。
- ・各年齢層に応じた障がい等の早期発見、療育や必要なサービスへのつなぎの支援を行います。
- ・重症化予防や生活習慣病の改善のため、各種健診受診後の保健指導に努めます。
- ・特定健診未受診者の調査分析を行い、受診率の向上に努めます。
- ・乳幼児健康診査未受診者に対して、受診勧奨を行いつつとも、必要に応じて個別対応を行うなど成長・発達の状況把握や支援に努めます。

② 高齢者福祉の充実

- ・障がい福祉との連携を深めながら高齢者福祉の充実に努めます。
- ・介護予防を推進します。

③ 医療費等の給付

- ・自立支援医療※10 や重度心身障がい者医療費助成※11 を実施します。また、各制度について手帳交付時等の機会を活用し、障がい者（児）やその家族への周知を引き続き行っていきます。

※10 自立支援医療：障がい者（児）の医療費を助成する制度。「更生医療」、「育成医療」「精神通院医療」があり、医療費の1割が自己負担となる（低所得者の軽減措置あり）。

※11 重度心身障がい者医療費助成：重度の障がい者（児）の一月にかかる入院・外来・調剤における保険診療分の医療費から1,000円を控除した額を助成する制度。

④ 保健・医療・介護保険サービス情報の提供

- ・関係機関と連携し各種保健サービスや医療サービス、介護保険サービス等の情報を町広報誌やホームページ等に掲載します。また、障がい者（児）に対してわかりやすい内容で提供します。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
乳幼児健康診査	健康保険課	内科・歯科診察、検尿、身体計測、保健・栄養・歯科・育児相談等を実施します。
特定健康診査・特定保健指導	健康保険課	40～74歳の国保被保険者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防・改善のための健康診査及び保健指導を行います。
後期健康診査	健康保険課	75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象とする生活習慣病の予防・改善のための健康診査を行います。
健康相談	健康保険課	保健師・管理栄養士等による健康に関する個別相談を行います。必要に応じて県中央発達障がい者支援センターの臨床心理士による発達検査や相談を行います。
3歳児健診における相談事業	健康保険課	3歳児健診において、臨床心理士による相談窓口を設け保護者への助言等必要な支援を行います。
保育所等訪問事業（児童発達支援センター等機能強化事業）	健康保険課	健診等で経過観察が支援の必要な乳幼児について、健診後に臨床心理士と保健師が保育所・幼稚園の職員等に対して助言等必要な支援を行います。
新生児聴覚検査費助成	健康保険課	新生児聴覚検査費用の一部を助成します。
介護保険サービス	健康保険課	介護や支援が必要な高齢者に対して、適切な介護保険サービスを提供することにより福祉の増進を図ります。
介護予防事業	健康保険課	要介護状態等となることを予防する介護予防事業を推進します。
自立支援医療給付事業	福祉課	育成医療、更生医療、精神医療（県事業）について所得に応じた助成を行います。
重度心身障がい者医療費助成	福祉課	重度心身障がい者を対象に、医療機関で受診する際の健康保険の自己負担額から1,000円/月を控除した額を助成します。
出前講座「こころとからだの健康づくりについて」	健康保険課	子どもから大人までを対象に「健康づくり」について分かりやすく説明します。
出前講座「楽しくおいしく健康的な食事をしましょう」	健康保険課	子どもから大人までを対象に「食」について分かりやすく説明します。

(2) 相談支援体制の充実

【現状・課題】

障がい者（児）が、地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活上で生じる悩みや問題を、身近な場所で相談することができる体制の整備や、必要なサービスや新たな制度を理解するための支援が不可欠です。また、難病や医療的ケアが必要な方など障がいの特性や状況に応じた専門的な支援、個別困難ケースへの支援や調整が求められています。

本町では、平成 25 年 4 月に設置した「高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）」を核として、他の相談支援事業所と連携し相談支援体制を強化するとともに、相談窓口の周知や啓発を行い、障がい者（児）が困難を抱いた時に、適切な相談先を選択できるよう環境を整備してきました。

今後は、障がい者（児）の希望に寄り添った、よりきめ細やかで専門的な支援や気軽に相談できるような体制を整備する必要があります。また、障がい者とその家族の高齢化や生活支援、子どもの貧困対策など障がい者（児）を取り巻く課題が山積するなか、地域包括支援センターや子ども家庭支援センター（みらい）その他関係機関等との更なる連携強化、各種専門職など様々な人材の育成を図る必要があります。

【施策の方向】

① 基幹相談支援センターの充実

- ・相談支援事業者の資質向上と人材育成を支援します。
- ・成年後見制度の利用を促進します。
- ・自殺企図のある障がい者や触法障がい者など困難事例への対応を支援します。
- ・障害年金取得などの生活基盤の課題に対して、関係機関とともに連携して支援します。
- ・子ども家庭支援センター（みらい）との連携強化を図ります。
- ・各種専門職など様々な人材の育成に努めます。
- ・各種専門職の増員などセンターの人的体制の機能強化を図ります。

② 多様な相談窓口の充実と連携強化

- ・高鍋町障がい者自立支援協議会を定期的を開催し、関係機関と協議・連携することで相談支援体制の強化を図ります。
- ・身体障がい者相談員や相談支援専門員、民生委員児童委員等の活動への支援に努め、必要なときに身近な地域で、気軽に相談が行えるよう周知等を図ります。
- ・町内外の事業所へ相談支援事業の委託を行い、多様な相談窓口の確保に努めます。
- ・妊産婦や子育て中の家庭に対し決め細やかな相談支援を行います。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
基幹相談支援センター運営業務委託	福祉課	障がい者(児)が抱える悩みや地域の課題等の相談、把握及び解決を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。高鍋町社会福祉協議会への委託により実施します。
高鍋町障がい者自立支援協議会	福祉課	障がいに関する地域課題の把握やその解決、不足している社会資源の把握やその開発等について、関係機関が連携し協議・検討を行い、地域で自立した生活を送ることが出来る支援体制の構築を図ります。
身体障がい者相談員	福祉課	高鍋町身体障害者福祉会の会員 2 名を身体障がい者相談員に委嘱し、障がい者(児)の身近な相談窓口の確保に努めます。
相談支援事業委託	福祉課	町内外の事業所へ相談支援事業の委託を行い、障がい者(児)やその家族等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援等を行うことにより、障がい者等の地域における自立生活の促進を図ります。
育児・栄養相談	健康保険課	保健師や管理栄養士が子育てや食事に関する相談をお受けします。
妊産婦への支援	健康保険課	母子健康手帳や妊産婦健康診査助成券の交付を行います。また、保健師等による電話相談や家庭訪問等の支援を行います。

(3) 精神保健福祉施策の充実

【現状・課題】

精神保健福祉については、病院・施設から地域へと共生社会実現のための施策が求められています。

本町では、基幹相談支援センターを中心に精神障がい者やその家族の相談に応じるとともに、必要に応じ保健所や医療機関と連携し支援を行ってきました。

今後は、精神障がいの有無に関わらず、生活する場所や同居する人についての選択の機会を確保し、希望する人が身近な地域で生活できる環境づくりや地域の受入体制づくりが必要です。

【施策の方向】

① 地域移行・定着支援の推進

- ・施設に入所していたり、病院に入院している障がい者の意向を調査し、地域へ帰りたいたいという希望を持っている入所者については、関係機関と連携し必要な支援を行います。
- ・地域移行・定着支援の推進のため、一般相談支援事業所の確保に努めます。
- ・施設や病院、保健所等と連携し入所者や入院患者に対して、地域移行・定着支援に関する情報提供の充実を図ります。
- ・基幹相談支援センターが中心となり関係機関と連携しながら、地域移行後の地域に定着するための支援を行います。
- ・地域の受入体制の強化を図るため、グループホームの整備を支援します。
- ・精神障がいに関する正しい知識の普及を図り、地域での良き理解者・協力者の確保に努めます。
- ・高齢者の地域生活への移行に当たっては、介護保険制度の対応を考慮しながら、医療、障がい福祉サービス分野等の関係機関と地域包括支援センター等との連携を図ります。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
基幹相談支援センター運営業務委託 【再掲】	福祉課	障がい者(児)が抱える悩みや地域の課題等の相談、把握及び解決を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。高鍋町社会福祉協議会への委託により実施します。
高鍋町社会福祉施設等施設整備費補助金	福祉課	地域資源の充実を図るため、グループホームの施設整備に対する補助を行います。施設や病院からの移行だけでなく、高齢化による親亡き後も見据えた地域移行・定着に必要な住まいの確保を図ります。(地域生活支援拠点等の機能を付与する事を要件の一つとする)
たか鍋まごころサポーター養成講座 【再掲】	福祉課	障がい者(児)等の地域での良き理解者・支援者となり、ともに暮らしやすい地域づくりを目指す人材(たか鍋まごころサポーター)を、研修を通じて育成し、精神保健福祉・各種障がいに関する理解促進、障がい者(児)等の地域移行・定着の推進を図ります。

(4) 福祉サービスの充実

【現状・課題】

障がい者(児)の福祉サービスは、平成15年に「措置制度」から「支援費制度」に移行し、障がい者(児)自らがサービスを選択できるようになり、平成17年には、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する「障害者自立支援法」が成立しました。その後、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの

一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大などを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成 25 年に「障害者自立支援法」から名称を変えるかたちで制定されました。

本町においては、誰もが地域で自立し安心して暮らし続けられるよう、計画相談支援・障害児相談支援を完全導入し、障がいの状況等に応じた障がい福祉サービス等の充実を図ってきました。

今後、より一層のサービス提供体制の充実を図るとともに、利用者のニーズに応えるためサービス事業所の確保と提供するサービスの質的向上を目指す必要があります。なお、近年のサービス利用者の増加に伴い扶助費が年々増加傾向にあることを踏まえ、本町財政の効率的な運営と基盤強化に努めるとともに、福祉関係に限らず広く国・県事業の積極的な活用を図る必要があります。

【施策の方向】

① 障がい福祉サービスの充実

- ・障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・就労系事業所やグループホーム事業所の確保及び充実に努めます。

② 障がい児サービスの充実

- ・障がい児サービス（障がい児通所支援事業）の充実に努めます。
- ・障がい児通所支援事業所の確保及び充実に努めます。

③ 地域生活支援事業の充実

- ・地域生活支援事業の充実に努めます。
- ・地域生活支援事業における必須事業の確実な実施に努めます。

④ サービスの計画的な提供

- ・計画相談支援・障がい児相談支援に基づく各種サービスの計画的・効率的な提供に努めます。
- ・指定特定相談支援事業者・指定障がい児相談支援事業者への実地指導監査を実施します。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備

- ・障がい福祉計画に基づき平成 32 年度末を目標に、本町の強みを活かした機能を有する面的な地域生活支援拠点等の整備に、圏域で率先して取り組めます。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
高鍋町障がい福祉計画	福祉課	障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、障がい福祉計画を策定(改訂)し、町内において必要な障がい福祉サービス等の計画的・効果的な提供に努めます。

事業名	関係課	事業内容
自立支援給付事業	福祉課	障害者総合支援法に基づく対象障がい者(児)に各種サービスを給付することにより、福祉の増進を図ります。
障がい児通所給付事業	福祉課	児童福祉法に基づく対象障がい児に各種サービスを給付することにより、福祉の増進を図ります。
地域生活支援事業	福祉課	障害者総合支援法に基づく対象障がい者(児)に各種サービスを給付することにより、福祉の増進を図ります。
自動車運転免許・改造補助金	福祉課	障がい者が自立した生活を送るため、また経済的負担の軽減のため、免許取得及び自動車改造に係る費用の助成を行います。
地域生活支援拠点等の整備	福祉課	障がい者(児)の地域生活支援を目的に、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を整備するもので、①相談②体験の機会・場③緊急時の受入れ・対応④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりなどの機能を有する。
高鍋町社会福祉施設等施設整備費補助金 【再掲】	福祉課	地域資源の充実を図るため、グループホームの施設整備に対する補助を行います。施設や病院からの移行だけでなく、高齢化による親亡き後も見据えた地域移行・定着に必要な住まいの確保を図ります。(地域生活支援拠点等の機能を付与する事を要件の一つとする)
実地指導監査	福祉課	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の質の確保の観点から、町内にある事業者に対して指導助言を行います。概ね3年に1回実施。
高鍋町福祉有償運送運営協議会	福祉課	バス・タクシー等の公共交通機関においてまかなう事のできない重度の障がい者(児)の移送をNPO法人等が担う際に、地域においてその対象者や必要性等を協議・決定し、重度の障がい者(児)の移動手段の確保に努めます。

3. 療育・教育

めざします！

障がいのある子ども一人ひとりの特性や状態に応じた療育や教育を受ける環境が整っており、自立した生活が実現できるように成長していけるまちをめざします。

(1) 療育の充実

【現状・課題】

平成24年の「児童福祉法」の改正により、身近な市町村で療育※12支援（障がい児通所給付事業）が受けられる仕組みとなりました。

本町においても通所支援事業所の確保に努めてはいますが、増え続ける療育希望のニーズには対応できていないのが現状です。

発達障がいを含めた障がい児が将来自立した生活を送るためには、可能な限り早期に適切な療育を行い将来の生活能力を向上させることが重要です。また、その療育体制の充実を図るとともに、産まれる前～乳幼児期～学校卒業後にわたる切れ目のない一貫した相談支援体制の整備が必要です。

※12療育：心身に障がいをもつ児童・生徒に対して、社会人として自立できるように医療と教育のバランスを保ちながら並行してすすめること。

【施策の方向】

① 一貫した相談支援体制の充実

- ・基幹相談支援センターを中心に健康づくりセンターや産婦人科病院などの医療機関、保育所、幼稚園、小中学校、高校や支援学校といった関係機関と情報の収集や協力・連携しながら、産まれる前～乳幼児期～学校卒業後にわたる一貫した相談支援体制の充実に努めます。
- ・早期発見・早期療育を目的に臨床心理士による巡回相談を実施します。

② 保育所・幼稚園での受入体制の整備

- ・障がいのある子どもを受け入れる保育所等に対して、職員の加配や補助金の交付により受入体制の整備強化に努めます。
- ・保育士や幼稚園教諭に対する発達障がいなどの障がいに関する研修実施などにより、療育・保育・教育体制の充実に努めます。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
巡回支援専門員整備（児童発達支援センター等機能強化事業）	福祉課	臨床心理士が町内の保育所や放課後児童クラブを巡回し、気になる子どもの親や施設職員に対して、助言等必要な支援を行います。

事業名	関係課	事業内容
基幹相談支援センター運営業務委託 【再掲】	福祉課	障がい者(児)が抱える悩みや地域の課題等の相談、把握及び解決を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。高鍋町社会福祉協議会への委託により実施します。
高鍋町要支援児童ネットワーク事業	福祉課	発達障がいなど何らかの支援を必要とする就学前の児童を対象に、関係機関が連携して円滑な就学に向けた各種取り組みを行います。
高鍋町障がい児保育事業	福祉課	障がいのある子どもを受け入れる保育所等に対し、高鍋町障がい児保育事業実施要綱で定められた額を助成します。
施設型給付費に対する加算(療育支援加算)	福祉課	障がいのある子どもを受け入れる保育園、認定こども園等で職員を加配して療育支援に取り組む場合、公定価格で定められた額を加算して給付します。
地域型給付費に対する加算(障がい児保育加算)	福祉課	障がいのある子どもを受け入れる地域型保育事業所で職員を加配して保育する場合、公定価格で定められた額を加算して給付します。
放課後児童健全育成事業(障がい児受入推進事業)	福祉課	障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに対し、子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める額を助成します。
高鍋町保育力向上委員会における研修事業	福祉課	町内の保育所、認定こども園等の職員を対象に、毎年、発達障がいに関する研修を実施します。
育児等支援事業(遊びの教室・ことばの教室)	健康保険課	就学前の子どもの成長・発達を促すために、遊びを通じた教室やことばの訓練を行います。

(2) 学校教育の充実

【現状・課題】

平成25年8月の「学校教育法施行令」の一部改正により、障がいのある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組みを改め、新たに、市町村教育委員会が個々の障がいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際本人・保護者の意向を可能な限り尊重することが義務付けられました。また、新学習指導要領が2017年3月に告示され、小学校は2020年度から、中学校は2021年度から全面改訂となりますが、今回の改訂では、障がいのある子どもの学習活動における困難さへの対応について示されています。

本町においては、小・中学校関係教職員や町福祉保健関係職員等で構成する「高鍋町就学支援委員会」を中心に、小学校就学前の児童を対象とした就学相談会、保育所・幼稚園への訪問観察、就

学時健診、教育相談会等を実施し、障がいのある子どもの把握、支援体制、教育環境等の整備、保護者への理解促進（就学先の同意）等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行えるよう、取り組みを進めています。

また、各小・中学校に町雇用の学校生活支援員（平成30年度：小学校＝10名、中学校＝3名）を配置し、特別支援学級及び交流学級における授業中の支援や、特別活動・行事等における支援を行うことにより、障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学ぶ機会の確保に努めているところです。

障がいのある子どもに関しては、当人はもちろん、その家族が子育てや子どもの発達に対する不安を抱いており、安心して子どもの成長を見守ることができる環境づくりが求められています。特に発達障がいをはじめとする障がいの多様化に対応できる専門家の確保などが課題となっているほか、教育委員会における「総合的な判断」や保護者との「合意形成」の在り方、「学校における合理的配慮の提供」の充実が重要となっています。また、学校・教育委員会・福祉課・健康づくりセンター等の関係機関が連携を密にし、幼児期からの情報共有及び子ども一人ひとりのニーズに応じた早期支援体制の構築が必要となっています。

【施策の方向】

① 就学・相談支援体制の充実

- ・就学支援委員会において就学先について適正に判断するとともに、障がいのある子どもの状況をきめ細かく把握し、保護者に対して適切な情報提供と十分な説明責任を果たしながら、計画的・継続的な支援及び進路指導を行います。
- ・基幹相談支援センターを中心として、卒業後を見据えた切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

② 教育環境の充実

- ・小・中学校において、障がいのある子ども一人ひとりの特性やニーズに配慮した支援員の配置や施設整備に努めます。
- ・インクルーシブ教育システム※13の推進を行います。
- ・学校の特別支援教育コーディネーター※14、養護教諭、スクールカウンセラー※15、スクールソーシャルワーカー※16、教育委員会等、それぞれの分野において障がいのある子どもや保護者の悩みに的確に対応できるよう資質の向上を図ります。

※13 インクルーシブ教育システム：障がいのある児童と障がいのない児童が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。

※14 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育を支えるための仕組みとして、全ての小・中・高等学校、特別支援学校にコーディネーターが指名されている。保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担っている。

※15 スクールカウンセラー：学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う臨床心理士などの専門家。児童・生徒が抱える問題について、教育相談を円滑に進めるための仲立ち的な役割を担っている。

※16 スクールソーシャルワーカー：社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術を用いて児童・生徒や保護者の相談に応じ、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家のこと。児童・生徒が生活上で不適応を起こしたり不利益を被るような事態にある場合に、それを取り巻く環境の改善を図る役割等を担っている。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
就学支援委員会	教育総務課	高鍋町教育委員会の諮問に応じ、障がいのある子どもに対する就学支援に関する調査・審議を行います。
就学相談会	教育総務課	小学校就学に不安を抱える保護者を対象に、児童同席のもと、医療・心理・教育・福祉の各分野における専門家による相談会を実施します。
就学時健診	教育総務課	学校保健安全法に基づき、小学校就学前の児童を対象に健康診断を実施します。

(3) 福祉教育等の推進

【現状・課題】

障がい者（児）が、充実した日常生活を営むためには、障がい者（児）の学ぶ機会や社会参加の機会を増やすとともに、多様な公民館講座やイベントなどに障がい者（児）が参加することによって町民に障がいについての理解を深めることが重要です。

今後は、詳細なニーズの把握と多様なメニューで参加しやすい講座や教室の開催に努める必要があります。

【施策の方向】

① 生涯学習の推進

- ・障がい者（児）自身が気軽に参加できるような公民館講座・教室の充実を図ります。
- ・中央公民館や美術館、歴史総合資料館、図書館等の様々な社会教育施設の利便性の向上に努めるなど、利用しやすい環境整備等を推進します。
- ・自治公民館長等の研修において障がい福祉分野を取り入れることで障がいに対する理解促進を図ります。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
高鍋町公民館講座	社会教育課	歴史講座、園芸教室、夏休み子ども教室など様々な講座を開講し生涯学習の推進を図ります。
出前講座「生涯学習のススメ」	社会教育課	「生涯学習って何？」と題して本町の生涯学習事業について分かりやすくお話しします。

事業名	関係課	事業内容
出前講座「高鍋町の歴史を知ろう」	社会教育課	高鍋町内の指定文化財や先人の功績などへの解説を交えながら、高鍋町の歴史についてお話しします。
出前講座「もっと知りたい！美術のい・ろ・は」	社会教育課	高鍋町出身の作家や初心者向けの美術講座など、子どもから大人まで分かりやすくお話しします。
自治公民館長研修・自治公民館婦人部長研修 【再掲】	社会教育課	自治公民館長研修・自治公民館婦人部研修において障害福祉や成年後見制度に関する研修を行います。

4. 雇用・就業

めざします！

障がいの特性に応じた、本人が希望する就労の場があり、また継続して働いていく体制を整えることで、身近な地域での生活と自立生活の実現をめざします。

(1) 雇用・就業の促進

【現状・課題】

障がい者が、地域で生活を続けていくためには、障がいの特性に応じた就労の場が身近にあること、継続して就労できる支援体制が整っていることが重要です。また、障がいの特性が多様化していることから、障がい者一人ひとりの状態に応じた就労支援が求められています。また、障がい者雇用促進法の改正により、雇用における障がい者への差別の禁止や合理的配慮の義務化（平成28年4月1日施行）、法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられるとともに精神障がい者の雇用が義務化（平成30年4月施行、施行後5年間は激変緩和措置有り）されるなど、障がい者雇用に関する制度変更や理解促進が進んでいます。そのような中、平成30年に中央省庁や全国の自治体等の公的機関における障がい者雇用の水増しが判明し、大きな社会問題となりました。

今後は、障がい者雇用促進法に基づく確実な障がい者雇用の促進、福祉的就労だけでなく一般就労における障がい者の就労に関する理解促進とともに、就労後に職場へ適応するための継続的な支援体制が必要です。

【施策の方向】

① 雇用・就業機会の拡大

- ・地域での障がい者雇用を促進するため、本町では2024年3月までに障がい者の雇用（町職員）を増やします。

- ・自立支援協議会を活用しながらハローワークや障がい者就業・生活支援センター、職業訓練校だけでなく、広く労働、保健福祉、教育等とも連携し障がい者の雇用・就労機会の拡充を図ります。
- ・障がい者と企業の間立ち、障がい者が円滑に就労できるよう、職場の内外の支援環境を整える等の支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用を推進します。
- ・工賃の向上等を目的に障がい者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）します。
- ・「宮崎県障がい者工賃向上計画」を参考に、販売先の確保や拡大に向け検討を行います。

② 職場定着の推進

- ・一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、職場や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
- ・「たかなべ就業・生活支援センター」「高鍋公共職業安定所」等の関係機関と連携しながら、職場定着支援を推進します。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
障がい者雇用の啓発・促進	福祉課	一般事業所等に対して障がい者雇用促進法に基づく障がい者の雇用の啓発・促進に努めます。
障がい者雇用の促進（町職員）	総務課	障がい者雇用促進法に基づき町職員としての障がい者の雇用の促進します。
ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用推進	全課・局	ジョブコーチ（職場適応援助者）の活用のため啓発・促進に努めます。
高鍋町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針	全課・局 福祉課	障がい者就労施設等提供する物品やサービスを計画的・優先的に購入（調達）するため、毎年購入目標（調達方針）を作成し優先購入します。
庁舎管理業務	財政経営課	障がい者の雇用の場の確保につなげるため、庁舎内の定期清掃を障がい者施設に委託を検討します。
農福連携※1の取組みの検討	農業政策課 福祉課	障がい者の雇用の場の一つとして農業分野への就労支援を検討します。
就労定着支援事業（障害者総合支援法）	福祉課	一般就労先の職場や自宅への訪問・来所により必要な支援を行います。

※1 農福連携：農業分野と福祉分野が連携して、障がい者（児）を支援する取組み。高齢化の進む農業分野においては、障がい者の参入によって労働人口が増加し生産力の向上が期待できる。福祉分野においては、障がい者の働く場所の選択肢が増えるというメリットや、自然と接することによる健康状態、精神状態への好影響も期待できる。【再掲】

5. 差別解消・権利擁護

めざします!

障がいがある方や高齢の方の、「物理的バリア」「制度のバリア」「文化・情報のバリア」「意識（心）のバリア」を理解し、取り除き、当たり前に関が擁護または行使される社会の実現をめざします。

(1) 障がい者（児）差別解消・虐待防止

【現状・課題】

平成24年10月に障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進や、障がい者の権利利益の擁護を目的とした「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成28年4月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が施行されました。

差別解消については、本町は「障害者差別解消法」に基づく「合理的な配慮の提供」一つとして手話通訳者等を平成29年から配置しました。

今後も、それぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができ、わかりやすい窓口対応や利用しやすいサービスを提供するための体制・環境づくりが必要です。また、様々なケースが想定される虐待対応については、通報窓口でもある基幹相談支援センターと連携しながら、虐待防止センターである福祉課において早期発見やマニュアルを活用した適切な対応を行い支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

① 障がい者（児）差別解消の推進

- ・差別解消に関する庁内推進体制（役割分担）を明確にします。
- ・障がい者（児）が適切な配慮を受けることができるよう、障がい者理解に関する職員研修等を開催します。
- ・差別解消に係る職員の対応のあり方について理解を深める取組みを行います。
- ・障害者差別解消法に係る行政情報の提供のあり方を検討します。
- ・町民に対して障害者差別解消法の趣旨の周知を図ります。

② 障がい者（児）虐待防止の推進

- ・障がい者に虐待が行われているおそれがある場合、安全確認のために必要な調査等を行うとともに、虐待を受けた人を発見した場合は安全の確保・生命を守ることを最優先に、関係機関と連携した対応を行います。
- ・職員が研修会等に参加することにより、職員の対応力向上を図ります。

③ 行政等における配慮の充実

- ・役場窓口で円滑に手続きが行う事ができるように必要な配慮をします。
- ・役場本庁舎をはじめ町有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。
- ・選挙等において障がい者が円滑に権利を行使することができるように必要な配慮をします。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
障害者差別解消法等研修	総務課 福祉課	障がい者差別解消や障がい者理解に関する研修会等を開催します。
障害者差別解消に関する職員 対応要領	福祉課	差別解消に係る職員の対応要領を作成し、職員への周知徹底に向けた取組みを行います。
理解促進・啓発事業 【再掲】	福祉課	高鍋城灯籠まつり等のイベントにおいて、ブースを設け障がい者(児)等が自ら啓発活動を行える場を提供し、広く町民に対して理解促進を図ります。また、4月の「発達障がい啓発週間」や10月の「精神保健福祉普及運動」、12月の「障がい者週間」等において、障がいに対する理解を深めるための啓発運動や研修会等の実施を検討します。
障がい者虐待防止・権利擁護 研修(県地域生活支援事業)	福祉課	虐待防止・権利擁護に関する研修に年1回は参加します。
障害者虐待防止法に基づく一 時避難居室提供の協定締結	福祉課	虐待被害にあった障がい者(児)の緊急的な避難場所について、事前に居室の提供に関する協定を結び安全確保を図ります。
議場バリアフリー化事業	財政経営課 議会事務局	議場傍聴席階段に手摺りスロープの設置及び車椅子に座ったまま議会を傍聴するスペースの確保により、障がい者が議会を傍聴しやすい環境改善を施します。
選挙における合理的配慮の提 供等	総務課	障がい特性や障がい者の生活実態等に応じた選挙等における情報の提供に努めます。また、移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化等、投票環境の向上に努めます。
簡易筆談器の利用(役場窓口) 【再掲】	全課・局	聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある方が、役場窓口でいつでも筆談によりコミュニケーションを取ることが出来るよう、簡易筆談器を各課・局へ設置し利用します。

事業名	関係課	事業内容
意思疎通支援事業（手話通訳者等の設置） 【再掲】	福祉課	地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業における、手話通訳者等の設置事業（役場福祉課）を行います。
町文書への音声コード付与の検討 【再掲】	全課・局	町が発行する文書への音声コード付与について検討を行います。

(2) 権利擁護の推進

【現状・課題】

養護者のいない障がいのある単身世帯の人が自立した日常生活を送るためには、成年後見制度や権利擁護事業による支援が重要です。成年後見制度の利用者は徐々に増えてきつつありますが、成年後見制度の認知度は必ずしも高い状況とは言えません。

判断能力が不十分な人について、当事者の立場に立ち権利や財産を守るための中核的な機関として、成年後見センターの整備を検討するとともに、成年後見制度についての一層の周知を図ることが必要です。

【施策の方向】

① 成年後見制度等の利用促進

- ・障がい者における成年後見制度の認知度や内容の理解を向上するために、制度の周知・啓発活動を実施します。
- ・契約締結等、法律行為が困難な場合に、成年後見制度を円滑に利用できるように、基幹相談支援センターが中心となり成年後見制度利用支援事業を推進します。
- ・圏域での成年後見センター設置に向けた検討を行います。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
基幹相談支援センター運営業務委託 【再掲】	福祉課	障がい者（児）が抱える悩みや地域の課題等の相談、把握及び解決を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。高鍋町社会福祉協議会への委託により実施します。
成年後見制度利用支援事業	福祉課	地域生活支援事業を活用し、制度の周知・啓発活動を実施します。
成年後見センター設置検討	福祉課	圏域における成年後見制度事業の中核的な実施機関として、成年後見センター設置に向けた検討を行います。

6. 生活環境

めざします！

バリアフリー化・ユニバーサルデザインを基本とした住環境が整備され、様々な活動に参加しやすい移動環境が整っており、また、災害時等は、みんなで助け合う防災体制が整っている地域をめざします。

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化と暮らしやすい住環境の整備推進

【現状・課題】

障がい者（児）が、地域で安心して生活を送ることができるノーマライゼーション※17 社会の実現のためには、生活環境の整備が不可欠です。また、住宅は生活の基盤であり、障がい者（児）が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、暮らしやすく安全に配慮した住環境の整備が必要です。

本町では、公共施設の新設や大規模改修時にあわせて、車椅子やオストメイト※18 に配慮した多目的トイレの設置や段差解消等を行ってきました。

障害者差別解消法が求める必要な環境整備を実現するため、平成 30 年 5 月に改正されたバリアフリー法を踏まえた上で、今後も率先して町有施設のユニバーサルデザイン※19・バリアフリー※20 化に努め、民間・地域への普及を図る必要があります。また、今後は、住宅の確保が困難な方（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どものいる家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る必要があります。

※17 ノーマライゼーション：障がい者（児）や高齢者等がほかの人々と平等に生活する社会の実現を目指す考え方。

※18 オストメイト：癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

※19 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方。

※20 バリアフリー：障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

【施策の方向】

① ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

- ・公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化（多目的トイレの設置など）を推進します。
- ・道路、公園等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進します。
- ・主要交通施設事業者（バス・駅など）との協力・連携によるユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進します。

- ・おもいやり駐車場の普及及び啓発を行います。

② 暮らしやすい住環境の整備推進

- ・居住支援協議会の設立を検討します。
- ・障がい者（児）の住宅改修を支援します。

③ 移動しやすい環境の整備

- ・障がい者（児）が安心して移動できる手段についてワーキンググループ等において検討します。
- ・人工透析患者の通院に係る交通費を一部助成します。
- ・重度の障がい者（児）の移動手段の確保に努めます。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
公園等の整備	建設管理課	障がい者の活動範囲を広げ社会参加を促進するため、都市公園の段差解消や障がい者用トイレの設置など、バリアフリー化をより一層推進します。
議場バリアフリー化事業 【再掲】	財政経営課 議会事務局	議場傍聴席階段に手摺りスロープの設置及び車椅子に座ったまま議会を傍聴するスペースの確保により、障がい者が議会を傍聴しやすい環境改善を施します。
居住支援協議会の設立検討	全課・局	住宅の確保が困難な方の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会の必要性等を勘案しその設置を検討します。
高鍋町障がい者住宅改造等助成事業費補助金	福祉課	障がい者（児）が自宅で自立した生活を送るための住宅改修への支援を行います。
福祉ホーム事業	福祉課	地域生活支援事業を活用し、住居を求めている障がい者に対し住居やその他の設備を提供し、日常生活に必要な支援も行います。
おもいやり駐車場	福祉課	障がい者（児）や高齢の方、妊産婦などの歩行困難者に対して利用証を交付し、身体障がい者駐車場等の駐車スペースの適正利用や確保を図ります。
障がい者（児）の移動手段の検討	福祉課 地域政策課	障がい者（児）が安心して移動できる公共交通機関等の活用について検討します。
人工透析患者交通費助成事業	福祉課	人工透析患者に対して、通院時のタクシー利用に係る費用の一部を助成します。

事業名	関係課	事業内容
高鍋町福祉有償運送運営協議会 【再掲】	福祉課	バス・タクシー等の公共交通機関においてまかなう事のできない重度の障がい者（児）の移送をNPO 法人等が担う際に、地域においてその対象者や必要性等を協議・決定し、重度の障がい者（児）の移動手段の確保に努めます。

(2) 防災・防犯などの安全対策の推進

【現状・課題】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震や平成 30 年 9 月の北海道地震、平成 26 年 8 月に広島で発生した土砂災害、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨など、近年大規模な地震や土砂災害が頻発しており、災害時における障がい者等を含めた避難する際に支援が必要な方々の避難体制が重要視されています。また、防犯・交通安全については、障がい者（児）等が不当な訪問販売等の被害に遭う事例や視覚障がい者が駅のホームから転落する事故等も発生しています。

本町においては、平成 27 年 3 月に「高鍋町地域防災計画」を全面改訂し災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の名簿の整備を行うなど、要支援者等の避難体制の確保を図るとともに、平成 29 年度に障がい者（児）への防災・減災アンケート調査を実施し、高鍋町障がい者自立支援協議会において、要支援者の避難についての具体的な対応策等の協議を行ってきました。また、平成 28 年 3 月に発表した「消費者行政に対する町長表明」により、消費者問題による被害の未然防止や早期解決に努めてきました。

今後は、平時においては、要支援者名簿の更新と情報共有、要支援者の避難方法等についての個別計画の作成、地域で障がい者（児）を助け合うことができるよう意識啓発やネットワークづくりに努めるとともに、災害発生時においては、避難支援、安全確認、緊急時の情報伝達等の支援体制の整備が必要とされています。また、障がい者の単身世帯や高齢者と障がい者（児）の世帯などに対する、消費生活相談や防犯・交通安全に関する情報提供など支援体制の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

① 防災対策

- ・高鍋町地域防災計画に基づく各種施策を推進します
- ・高鍋町地域福祉計画の策定及び各種施策を推進します。
- ・自主防災組織の育成及び運営の支援に努めます。
- ・高鍋町地域防災計画に基づく要支援者名簿の更新と情報共有に努めます。
- ・要支援者の具体的な避難方法等についての個別計画の作成を推進します。
- ・福祉避難所を整備するための取組みを推進します。
- ・被災者支援システムや要援護者支援システムの利活用を図ります。

- ・障がい者就労支援事業所や障がい児通所支援事業所での避難訓練等実施を支援します。
- ・要支援者名簿に登録希望されていない方への対応を検討します。
- ・福祉避難所運営の人材の確保に努めます。
- ・社協による災害ボランティアセンターの運営機能強化に努めます。

② 防犯・交通安全対策

- ・西都児湯消費生活相談センターにおいて相談業務を行います。
- ・町道の点字ブロックの安全確保に向けた検討を行います。
- ・交通危険箇所を把握し、歩行者等の安全を確保に努めます。

【実施事業】

事業名	関係課	事業内容
高鍋町防災会議	総務課	地域防災計画の作成及び推進を図るために、災害対策基本法に基づいて設置される機関で防災に関する重要事項等を協議します。
蚊口西の二地区津波避難タワー	総務課	津波から人命を守るための取組として避難タワーを整備し、適切に維持管理及び避難訓練等を行います。
樋渡地区津波避難タワー	総務課	津波から人命を守るための取組として避難タワーを整備し、適切に維持管理及び避難訓練等を行います。
防災行政無線の戸別受信機の無償貸与	総務課	本町の防災行政無線からの放送を屋内で聞くことができる戸別受信機を無償で貸与します。地震情報、避難情報、国民保護情報、町行政情報等を放送。
役場庁舎等の拠点施設非常用電源設備整備事業	総務課	災害発生時等に停電により防災対策本部機能が停滞しないよう、役場庁舎や各避難所に非常用電源設備を整備や機能強化を行います。
防災資機材整備事業(平成28年度～32年度)	総務課	災害拠点及び避難場所に防災資機材等を配備することにより、災害時の避難活動支援や避難者の安全確保を図ります。
食料備蓄事業	総務課	「宮崎県備蓄基本指針」に基づき計画的な食料備蓄を推進します。
避難所用備品整備事業	総務課	避難所で必要となる毛布や簡易トイレなどの整備を推進します。

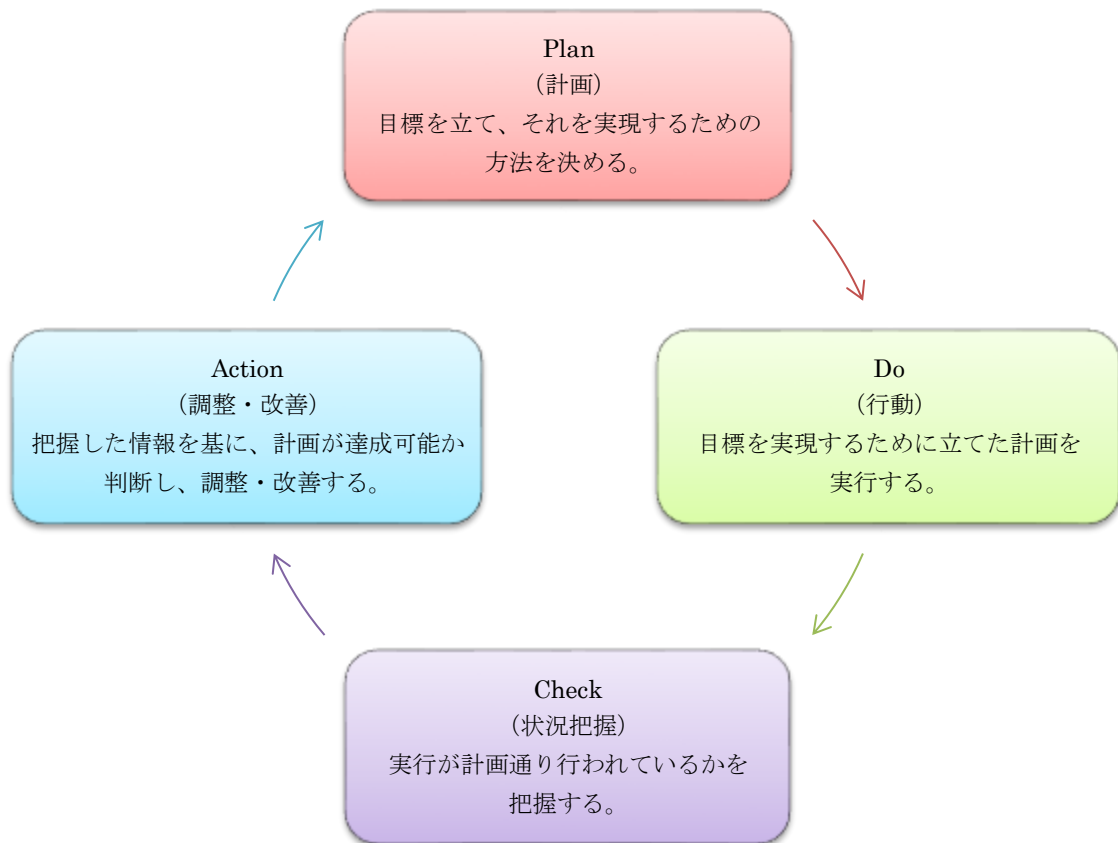
事業名	関係課	事業内容
高鍋町地震ハザードマップ	総務課	「震度マップ（揺れやすさマップ）」と「住宅被害マップ（地域の危険度マップ）」を分かり易く表示した地図の作成・配布し住宅の耐震化を推進します。
津波避難ビルの追加指定	総務課	津波避難ビルの追加指定を推進します。
出前講座「我が家の防災対策」	総務課	自然災害に関する基礎的な知識と身近にできる対策についてお話しします。
福祉避難所の新設検討	総務課 福祉課 健康保険課	現在の指定施設に加えて新たに福祉避難所として指定できる施設の検討を行います。
被災者支援システム・要援護者支援システム	総務課 福祉課	被災者支援システムや要援護者支援システムの利活用を図ります。
高鍋町地域福祉計画	福祉課	本町の地域福祉に関する指針となる計画に基づき各種施策を推進します。
高鍋町地域福祉活動計画（平成31年度～）	福祉課	地域福祉計画と連動する民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を社会福祉協議会が主体となって策定します。
災害時避難行動要支援者名簿の更新等	福祉課	災害時避難行動要支援者名簿の更新と情報共有に努めます。
要支援者の個別計画の作成	福祉課	要支援者一人ひとりの状況に応じた具体的な避難方法等に関する個別計画の作成に取り組みます。
西都児湯消費生活相談センター	総務課	平成29年4月に西都児湯管内を統括する「西都児湯消費生活相談センター」を役場内に設置し、相談員2名を共同配置し、相談体制の整備を実施し、相談業務の効率化及び高度化を図ります。
地域安全対策事業	総務課	防犯灯の整備や青パトを活用した防犯パトロールの実施、防犯団体等の連携による広報啓発活動を実施します。
交通安全施設整備事業	総務課	交通危険箇所の調査をし、交通安全施設の設置を行い交通事故の発生を抑制し、歩行者等の安全を確保します。
避難所個別運営マニュアルの作成検討	総務課 福祉課	障がい特性に配慮した、避難所ごとの運営マニュアルの作成検討を行います。

第4章 計画の推進

1. PDCA サイクルによる計画の推進

本計画の推進にあたっては、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障がい者団体等のほか、障がい者の支援に係わる保健、医療、教育、就労、地域の理解と協力が不可欠です。また、計画の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。

そのため、「高鍋町障がい者自立支援協議会」を主体として、本計画の進捗状況の分析・評価を行うなど、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」という一連の流れ（PDCA サイクル）を繰り返しながら、計画の着実な推進を図っていきます。



2. 計画の見直し

PDCA サイクルにより評価を行う以上、計画の見直しは必要不可欠です。計画の定期的見直しのほか、計画の分析・評価を毎年度行い、必要がある場合は計画の変更や事業の見直しを行います。